

別表1（県産米の地域内消費拡大支援事業補助金実施の配点基準）

評価項目及び配点基準	ポイント
<p>① 米の出荷生産者数について</p> <p>・次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるポイントを加算する。</p> <p>ア 50戸以上</p> <p>イ 30戸以上～50戸未満</p> <p>ウ 20戸以上～30戸未満</p> <p>エ 10戸以上～20戸未満</p> <p>オ 10戸未満</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
<p>② 直近3年度（申請日の属する年度の前3年度をいう。）における米の販売金額について</p> <p>・次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるポイントを加算する。</p> <p>ア 平均販売金額が5,000万円以上であるもの</p> <p>イ 平均販売金額が3,000万円以上～5,000万円未満である</p> <p>ウ 平均販売金額が1,000万円以上～3,000万円未満である</p> <p>エ 平均販売金額が500万円以上～1,000万円未満である</p> <p>オ 平均販売金額が500万円未満である</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
<p>③ 直近3年度（申請日の属する年度の前3年度をいう。）における直売所の売上高について</p> <p>・次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるポイントを加算する。</p> <p>ア 平均売上高が1億円以上である</p> <p>イ 平均売上高が5,000万円以上～1億円未満である</p> <p>ウ 平均売上高が1,000万円以上～5,000万円未満である</p> <p>エ 平均売上高が500万円以上～1,000万円未満である</p> <p>オ 平均売上高が500万円未満である</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
<p>④ 設備導入の取組について</p> <p>ア 新規に小型精米機等を導入する場合 （既存設備を更新する場合は除く）</p>	<p>3</p>
<p>⑤ 有機JAS認定等を受けた米の出荷生産者の有無について</p> <p>ア 有機JAS認定又は信州の環境にやさしい農産物認証を受けている米の出荷生産者がいる。</p>	<p>3</p>